

海 外

米州諸国

◆米国連邦準備制度理事会、中小農業銀行向け季節資金貸出制度を拡充

連邦準備制度理事会は3月8日、最近における農業経営をめぐる環境悪化に伴う農業銀行の流動性不足に対応する^(注)ため、中小農業銀行向け季節資金貸出制度を拡充する旨決定、発表した。今次措置の概要は以下の通り。

(注) ドル高や一次産品市況の低迷から農産物輸出が伸び悩んでいること等を背景に、昨年頃から農業向け貸出の回収が困難化し、倒産に追込まれる銀行が目立っている。

(1) 連銀は、中小農業銀行(預金量平残5億ドル未満)の季節的な資金不足額が前年(歴年ベース)中の預金量平残に一定比率を乗じた額を上回る場合、その超過額の範囲内で季節貸出を行っているが、今回この比率を

(イ) 預金量平残のうち1億ドル以下の部分については2%(従来は4%)
(ロ) 同1億ドル超~2億ドル以下の部分については6%(同7%)に引き上げ(なお、2億ドル超の部分については従来通り10%で据置き)。

(2) (イ)預金量2億ドル未満、(ロ)農業向け貸出比率が17%超、かつ(イ)預貸率60%以上の銀行に対し、基準貸出残高比増加分^(注)の50%以内でかつ当該銀行の預金量の5%を限度として特別季節貸出を実施(実施期間は本年9月まで)。

(注) ただし、基準貸出残高(本年2月中ないし申請前2週間の平残)比2%以上増加した部分。

◆米国銀行監督機関、銀行に対する自己資本比率規制を強化

1. 米国連邦通貨監督局(OCC)と連邦預金保険公社(FDIC)は3月11日、国法銀行、FDIC加盟・FRB非加盟の州法銀行および相互貯蓄銀行に対する自己資本比率規制を強化する旨決定、発表した(4月15日以降実施)。今次措置につき、FDICは、「預金利の自由化や金融機関間の競争激化等に伴い銀行経営を巡るリスクが増大している状況下、銀行経営の健全性、金融システムの安定性を維持するためには、銀行の自己資本の充実を図ることが重要と判断した」とコメントしている。なお、連

邦準備制度(FRB)も第一次監督権限を有する銀行持株会社およびFRB加盟州法銀行に対して、5月15日より同様の措置を実施する予定。

(注) 上記2機関とFRBは、かねてより傘下の銀行等の検査・監督に際して適用する自己資本比率のガイドラインを設定していたが(昭和57年1月号「要録」参照)、1983年国際貸出監督法(International Lending Supervision Act of 1983<83年11月成立>)において最低自己資本比率の設定等金融機関の資本充実度に係る規制権限が法的に明文化された。なお、従来のガイドラインの内容は、OCC・FRBとFDICで異なっていたが、今次規制の実施に際しては3機関で内容が統一されることとなった。

2. 今次措置の概要は次のとおり。

(1) 自己資本比率

イ. 最低自己資本比率は以下のとおり引上げ。なお、FDICは、今回新たに傘下相互貯蓄銀行も規制対象に追加。

監督機関	対象銀行	(注1) 旧ガイドライン		新基準	
		一次資本比率	総資本比率	一次資本比率	総資本比率
OCC	多国籍銀行 (総資産150億ドル超)	5.0%	5.5%	5.5%	6.0%
	地方銀行 (同10億ドル超)	5.0%			
	地域銀行 (同10億ドル未満)	6.0%	6.0%		
FDIC	州法銀行 (FRB非加盟、FDIC加盟) (注2) 相互貯蓄銀行	5.0 (狭義自己資本比率)		5.5%	6.0%

(注1) 従来、FDICは、①「資本」概念はOCCより狭義とすべきであり、②銀行の規模にかかわらず同一の基準を適用すべきとして、独自のガイドラインを設定(FRBの場合はOCCと同一)。

(注2) 旧ガイドラインでは相互貯蓄銀行は対象外。

なお、一次資本、総資本の定義は以下の通り。

一 次 資 本	総 資 本
普通株	一次資本及び下記二次資本(注)
非償還優先株	〔 転換権付証券(一次資本に含まれぬもの) 償還優先株 劣後債及び無担保債 〕
資本剰余金	
未処分利益	
資本準備金	
普通株・優先株への転換権付証券(ただし、一次資本の20%以内)	
連結子会社の少数株主持分	
貸倒引当金	
純資産証書	

(注) 二次資本の合計は、一次資本の50%以下でなければならない。

口、「経営状態が健全かつ良好」と判断されない銀行(資産の流動性が低かったり、オフバランス取引などによりリスクが大きい銀行)に対しては、上記比率を上回る自己資本比率を課すことがある。

(2) 規制適用上のルール

イ. 最低自己資本比率が未達の銀行は、具体的な達成計画を本規制発効後60日以内に監督機関に提出し、その承認を得る必要がある。

ロ. そのうち特に一次資本比率が3%を下回る銀行は、資本充実のための適切な措置につき監督機関との間で合意に達しない場合、FDICによる付保対象から除外される。

ハ. 一次資本比率が3%を上回っている相互貯蓄銀行については、最低比率達成までに5年間の猶予を与える(ただし、毎年0.5%ずつ引上げの要)。

二. 本規制を遵守しない銀行に対しては、その役員に罰金を課すことがある。

◆米国オハイオ州所在貯蓄貸付組合に対する金融不安の発生

米国オハイオ州では、中小政府証券ディーラー倒産のおおりを受けた同州所在の貯蓄貸付組合(savings and loan association <以下S/Lと略称>)の経営危機が表面化したことを契機として、3月中旬に連邦住宅貸付保険公社(FSLIC)に加入していない71S/Lに対する大規模な預金取付け騒ぎが発生した。もっとも州当局や連邦準備制度(FRB)等による迅速な対応策が実施されたこともあって、これが金融システム全体に及ぶ信用不安

を招くことなく localize され、3月末には事態は一応の収束をみた。

今次オハイオ州での金融不安発生の経緯と州・連邦監督当局の対応は次のとおり。

1. 金融不安発生の経緯

(1) フロリダ州の中小証券ディーラー E. S. M. Government Security 社が倒産(3月4日)したことから、同社と深い取引関係にあったオハイオ州の Home State Savings Association の経営危機が表面化し、同S/Lに対する預金取付けが発生。このため、州当局は同S/Lに対し営業停止を命令(3月9日)。

(2) 同S/LはFSLICではなく、保険基金規模の小さい同州の預金保険機構(Ohio Deposit Guarantee Fund)に加入^(注)していたため、同機構の基金枯渇に対する懸念が台頭(同S/Lの預金残高584百万ドルに対し、基金の規模は123百万ドル)し、同様にFSLIC非加入の同州所在S/L(71組合)に対する預金取付けに波及(このため、州当局は3月15日これらS/Lの営業停止を命令。営業停止期間は当初3日間の予定であったが、最終的には24日まで延長)。

(注) 米国のS/L(83年末現在3,513組合)に対する現行預金保険制度では、連邦免許S/L(同1,553組合)についてはFSLICへの加入が義務付けられているのに対し、州免許S/L(同1,960組合)については任意加入となっており、特にオハイオ、マサチューセッツ、メリーランド、ノースカロライナ、ペンシルバニアの5州ではそれぞれ州法に基づく預金保険機構が設けかれていることから、これらの州所在のかなりのS/LがFSLICに加入せず、各州の預金保険機構に加入している模様(FSLIC非加入の州免許S/Lは473組合)。

2. 州・連邦監督当局による対応策

(1) 州 当 局

イ. 州内所在の全S/Lに対して、120日以内にFSLICへの加入を義務付ける法律を制定(3月20日)。なお同法には加入手続を迅速化させるため、同州内の新規加入S/Lが87年6月末までの間にFSLICに対し損失を与えた場合には、州当局が全額補てんする旨規定。

ロ. FSLIC加入基準を満たさないS/Lについては、合併・買収を促すこととし、そのため他州の大手銀行による買収制限措置の緩和方針を発表(4月中にも法改正の予定)。

(2) 連邦監督機関

イ. FRBは、州当局による営業停止措置実施直後、同州を管轄するクリーブランド連銀を通じ「営業再

開後必要な場合にはS/Lに対して緊急貸出を実施する」旨言明^(注)（4月初までに約70百万ドルの貸出を実行した模様）。

（注）このためF R Bは、3月央に140名の検査官を営業停止中の71 S/Lに派遣、連銀貸出実施の際の担保となる証券の保有状況等を調査。

口、またF R Bは、S/Lの商業銀行への転換申請や商業銀行によるS/L買収の申請につき、迅速に処理する意向を表明。（4月初までに2件承認）。

ハ、FSLICを統轄するFHLBB（連邦住宅貸付銀行理事会）は、S/LのFSLIC加入申請を迅速に処理（4月中旬までに31組合の加入を認可）。

欧州諸国

◆ E C、スペイン・ポルトガルの加盟を正式に承認

E C外相理事会は3月29日、スペイン、ポルトガル両国が明86年1月1日以降E Cに加盟することを正式に承認した旨発表した。なお加盟協定は本年5月末ごろに締結の予定。

この結果E C加盟国は86年以降現在の10か国から12か国に拡大することとなる。

◆ フランス、フラン建CDの発行要領を決定

フランスの銀行規制委員会は3月1日、フラン建CD(Certificat de dépôt、譲渡性預金証書)の具体的な発行要領を決定、4日に公表した。なお本件は昨年12月ベレゴボワ経済財政予算相がCD創設の方針を表明して以来、関係当局・市場関係者間で具体的な検討作業が進められてきたもの(60年1月号「要録」参照)。発行要領の骨子は以下のとおり。

- (1) 発行主体……要求払い預金もしくは期間2年以下の定期預金を受入れる金融機関であって、準備預金積立義務を負うもの。
- (2) 期間……6か月以上2年以内の確定期間であること。
- (3) 額面……10百万フラン以上。

◆ フランス、為替管理を緩和

1. フランス経済財政予算省は3月4日、E C U建輸入決済については品目いかんにかかわらず^(注)輸入代金の先物予約を最長6か月まで認める旨発表した(即日実施)。

（注）フランスでは81年9月21日以降、フラン防衛策の一環と

して一部品目(コーヒー、米、皮革等12品目、これらは最長3か月までの輸入予約が可能)を除き輸入予約は禁止されていた。

2. 本件に関し経済財政予算省では、「国際間の貿易取引におけるE C Uの使用を一段と促進させる^(注)ことを目的として決定した」旨説明している。

（注）フランスの輸入全体に占めるE C U建のウェイトはこれまでのところ0.3~0.4%程度にとどまっていると伝えられる。

◆ フランス、金融先物市場の創設を決定

1. フランス銀行協会および証券ブローカー協会は3月15日、経済財政予算省および証券取引所取引委員会の同意の下、「金融先物市場」(marché à terme d'instruments financiers)を創設する旨合意した。今回の合意内容は以下のとおり。

(1) 86年1月1日から金融先物市場を発足させること。

イ、取引の対象

先物取引に適すると認められる債券およびその他の長・短金融商品全般。

ロ、市場参加者

別途定める資格要件を満たすものすべての参加が可能(具体的な要件は今後さらに検討)。

ハ、監督・清算機関

次の2機関を設置。

(イ) 先物取引理事会 (le Conseil du marché à terme)

金融先物市場に関する意思決定機関(決定事項の実施に当っては証券取引所取引委員会の助言を得たうえ、大蔵省の認可を得ることが必要)で金融機関・証券ブローカー代表各4名、保険会社代表2名、その他4名計14名から構成される。

(ロ) 清算機関 (la Chambre de compensation)

先物取引の円滑な遂行を図るために機関で、市場参加者の先物ポジションの監視や市場参加者からの証拠金(marge)徴求等の任に当る。なお資本金は銀行、証券ブローカー、機関投資家の3者が出資。

(2) 金融先物市場の創設の第1段階として、本年9月から証券ブローカーによる債券の先物取引を開始(その具体的な細目については今後上記「先物取引理事会」と同一の構成の検討委員会<groupe de pilotage>を設けて検討)。

2. フランスでは「フランス企業の国際競争力増強のためには金融・資本市場の一層の活性化が必要」(ペレゴボワ経済財政予算相)との観点から目下金融制度の改革が進められているが(例えばCD導入<別稿参照>等)、今次措置もこうした動きの一環であり、デュボン・証券ブローカー協会委員長は「本措置は金融市場の規制撤廃に向けての貴重な第1歩である」とコメントしている。

◆英国政府、公共部門中期財政支出計画を発表

英国政府は1月22日および3月19日、1985~88年度の公共部門財政支出計画と中期的な公共部門借入需要(PSBR)見通しを相次いで発表した。主な内容は以下のとおり。

(1) 公共部門財政支出計画(第1表、第2表参照)

85年度の公共部門財政支出額は昨年2月に策定された中期計画(59年4月号「要録」参照)に沿った1,321億ポンドと設定、この結果84年度実績見込み比では+3.1%と名目GDP成長率見通し(+6.5%)をかなり下回る見通し。また86年度以降についても公共部門借入需要を抑制するという基本方針に沿って支出の伸びを低水準にとどめる計画。

(2) 公共部門借入需要(PSBR)見通し(第3表および第4表参照)

85年度の公共部門借入需要は、前年度(注)(実績見込み105億ポンド<対GDP比3.25%>)を大幅に下回る70億ポンド程度<対GDP比2%>にとどまる見通し。86年度以降のPSBRに

(第1表)

公共部門中期財政支出計画

(単位・億ポンド)

	84年度 (実績) (見込み)	85年度 (計画)	86年度 (計画)	87年度 (計画)
中央政府*	924	965	998	1,032
地方公共団体*	341	331	342	348
公営企業、国有企業	40	20	10	7
特別資産売却	△ 20	△ 25	△ 22	△ 22
予備費	0	30	40	50
その他の	△ 5	0	0	0
合計 (前年度比・%)	1,281 (+ 6.5)	1,321 (+ 3.1)	1,367 (+ 3.5)	1,415 (+ 3.5)

* 利払費等を含まないため、第3表の一般政府歳出額とは一致しない。

(第2表)

公共部門中期財政支出計画内訳

(単位・億ポンド)

	84年度 (実績) (見込み)	85年度 (計画)	86年度 (計画)	87年度 (計画)
国防	172	181	186	189
海外援助等	25	26	25	28
農林、水産	21	21	19	19
通商、産業、雇用	72	47	37	35
運輸	48	45	48	48
住宅	31	23	25	26
治水等	38	35	36	35
法律、治安関係	51	52	55	56
教育、科学振興	137	136	140	142
保健、その他公共サービス	158	165	174	181
社会保障	379	401	419	440
その他のとも計	1,281	1,321	1,367	1,415

(第3表)

一般政府(中央政府、地方公共団体)の収支計画とPSBR見通し

(単位・億ポンド)

	84年度 (実績) (見込み)	85年度 (計画)	86年度 (計画)	87年度 (計画)	88年度 (計画)
歳入	1,400	1,500	1,590	1,680	1,755
歳出	1,495	1,595	1,640	1,690	1,730
財政政策財源	—	—	35	65	100
収支じり	95	95	85	80	75
PSBR	105	70	75	70	75
対GDP比率(%)	3.25	2	2	1.75	1.75

(注) 1. 計数は5億ポンド刻みの概数のため、収支じりは歳入、歳出の差と一致しない。

2. 財政政策財源は将来の減税なし財政支出増の原資となるもの。

ついでに85年度並みの水準にとどめ、対GDP率を漸次低下させていく(88年度1.75%)計画。

(注) 84年度の公共部門借入需要は、当初計画(72億ポンド)を大幅に上回ったが、これは炭鉱スト(84/3月~85/3月)に伴う歳出増(25億ポンド)が主因。

(第4表)

85年度におけるPSBRの内訳

(単位・億ポンド)

	1984年度		1985年度 予算案
	当初予算	実績見込み	
中央政府	53	68	58
地方公共団体	13	24	15
公営企業等	6	13	△ 2
計	72	105	71

68億ポンド→85年度58億ポンド)すると同時に②緊縮予算の大枠を崩さない範囲での個人向け中心の減税措置(ただし減税規模は7.8億ポンドと政府の当初計画<84年11月発表、15億ポンド>より圧縮)や職業訓練制度の拡充により雇用創出面にも意を払っている点が特徴的。

歳出入面での主要な措置は以下のとおり(第1表参照)。

(1) 歳 入 面

イ. 個人所得税の軽減

諸基礎控除額および課税所得区分の引上げ

ロ. 社会保険料負担の軽減

雇用者および被雇用者の社会保険料率引下げ(低所得者層ほど負担軽減幅が大)。

ハ. 間接税の引上げ

(第1表)

英國の85年度予算案

(単位・億ポンド)

	1984年度			1985年度		
	当初 (A)	実績見込み (B)	前年比 (C)	当初		
				(C)/(A)	(C)/(B)	(C)
歳 入 (税 収)	1,227	1,245	+ 10.1	1,341	+ 9.3	+ 7.7
	894	897	+ 6.2	973	+ 8.8	+ 8.5
歳 出	1,280	1,313	+ 6.2	1,399	+ 9.3	+ 6.5
収支じり	△ 53	△ 68	—	△ 58	—	—

◆英国政府、85年度のマネーサプライ目標値を発表

1. ローソン蔵相は3月19日、85年度のマネーサプライ目標値(85年2月央~86年4月央までの増加率<年率>)を前年度より上下限とも1%ポイント引下げ、 $M_0 + 3\sim 7\%$ 、ポンド建 $M_3 + 5\sim 9\%$ 注と設定する旨発表した。
(注) M_0 (過平残)=流通現金(市中銀行保有分を含む)+市中銀行の英蘭銀行預け金(現金準備率規制に基づく預け金を除く)

ポンド建 M_3 (月央水準)=流通現金(市中銀行保有分を除く)+ポンド建民間部門要求預金+ポンド建民間部門定期性預金(CDを含む)

2. 本年度目標値に関しローソン蔵相は次のようにコメントしている。

- (1) 本目標値はマネーサプライを抑えることによってインフレを一段と抑制していくとの中期金融財政戦略(84年3月公表<59年4月号「要録」参照>)に沿ったものである。
- (2) なお当面の金融政策運営に当っては、為替相場の変動が国内の物価やインフレ期待に影響を及ぼす可能性があることから、引き続き為替面への配慮を怠るわけにはいかない。

◆英国政府、1985年度予算案および85年経済見通しを発表

1. ローソン蔵相は3月19日、議会において1985年度予算案を発表した。今次予算案は「インフレ抑制努力の持続と雇用創出のための条件整備」を目的として①歳出抑制努力の継続により財政赤字を削減(84年度実績見込み

(第2表)

税制改正に伴う歳入効果

(単位・百万ポンド)

	初 年 度 (85年度)	平 年 度
内 国 税 関 連	△ 1,660	△ 2,050
うち 所 得 税	△ 1,619	△ 2,049
關 稅 お よ び 物 品 税	+ 655	+ 800
うち 付 加 価 値 税	+ 60	+ 190
物 品 税	+ 595	+ 610
軽 油 税 率 引 上 げ	+ 200	+ 200
たばこ 税 率 引 上 げ	+ 170	+ 180
酒 税 率 引 上 げ	+ 115	+ 120
自 動 車 税 引 上 げ	+ 230	+ 230
そ の 他 と も 計	△ 780	△ 1,025

ガソリン、たばこ、酒等に対する物品税率引上げおよび新聞、雑誌広告等に対する付加価値税の新設等

(2) 歳出面

イ. 雇用促進策の強化

若年者職業訓練制度の充実等。

ロ. 人件費の抑制

公務員給与の伸びを前年比3%増に抑制。

2. ローソン蔵相は今次予算案発表と同時に85年経済見通しを発表した。その概要は次のとおり(第3表参照)。

(第3表)

英國の85年経済見通し

(前年比、単位・%)

	1984年 実績	1985年 見通し	1984年 11月時 見通し	1986年 上期 見通し
実質GDP	2.5	3.5	3.5	2.5
個人消費	1.6	3	3	4
政府経常支出	0.8	2	1	0
総固定資本形成	6.6	2	3	1.5
在庫投資	△0.4	0	1	0.5
輸出	6.6	6.5	4.5	3
輸入	8.9	3.5	4	3.5
小売物価	4.8	5	4.5	4.5
経常収支 (億ポンド)	1	30	25	30 (年率)

- (注) 1. 見通し計数は全て0.5%刻み。
 2. GDPは産出、支出、所得各ベースの平均。
 3. 在庫投資は寄与度(△ポイント)。
 4. 小売物価は各年第4四半期の前年同期比、86年上期のみ第2四半期の前年同期比。

(1) 実質GDP成長率

輸出の堅調持続と実質可処分所得の増加に伴う個人消費の回復を背景に+3.5%と84年(実質GDP伸び率+2.5%)を1%方上回る見通し。

(2) 物価

小売物価は最近の輸入物価の上昇の影響もあって年前半は若干騰勢が高まるとしても、年後半には再び落着きを取戻すと予想(前年比、85年第2四半期6%→第4四半期5%)。

(3) 経常収支

輸出の好伸、炭鉱ストの終結に伴う代替エネルギー

-輸入減少から黒字幅拡大との見通し(84年+1億ポンド→85年見通し+30億ポンド)。

3. なお、同蔵相は予算演説の中で、企業の資金調達基盤強化の観点から、従来禁止していた企業の短期債(1~5年物)発行を認める方針を明らかにした(要法改正)。

アジア諸国

◆台湾、1986年度予算案を立法院に提出

台湾行政院は3月15日、86年度(85/7~86/6月)予算案を立法院に提出した。同予算案について同行政院では大幅貿易黒字に対する米国等からの批判の高まりが見られる状況下、景気刺激による輸入拡大を企画して、「2年連続の積極型とする」(主計處)方針を表明、歳出規模を4,125億元(前年度当初予算比+14.8%)に策定している。

(1) 歳出

昨年9月に策定された「14項基本建設計画」に沿った高速道路等の経済建設費や社会福祉関係費等民生用支出に厚目に配分、歳出全体では前年度当初予算比+14.8%(前年度同+11.4%)の伸び。

台湾の1986年度予算案

(単位・億元)

	86年度 予算	85年度当 初予算比 増減(△)率	構成比
歳入	租税・専売収入	2,606	8.0
	公営企業収入	729	31.4
	その他	325	28.5
	合計	3,660	13.7
歳出	国防・外交費	1,613	13.7
	経済建設費	780	20.0
	社会福祉関係費	673	16.0
	教育・科学・文化費	511	24.0
	地方自治体補助費	150	28.2
	債務償還費	125	△27.7
	その他	273	13.2
	合計	4,125	14.8
	財政収支赤字	465	24.7
	建設公債	250	13.6
	その他	215	40.5

(2) 歳 入

公営企業収入の大幅増が見込まれるほか、租税・専売収入も景気の拡大持続から堅調に推移し、歳入全体では前年度当初予算比+13.7%の増加の見込み。

この結果、財政収支は465億元の赤字(前年度当初予算373億元の赤字)が見込まれるが、これは建設国債の発行と剩余金繰入れ等により賄う計画。

◆香港、預貸金利を引下げ

香港銀行協会は4月1日、銀行の預資金利の引下げを実施した。これに合わせ英系主力2行(香港上海銀行、チャータード銀行)は同日プライム・レートを引下げた(昨年8月以降9度目)。

—年利・%—

	旧	新
普通預金	5.5	5.0
定期預金		
3ヶ月	7.0	6.5
6ヶ月	7.0	6.5
1年	7.0	6.5
プライム・レート	11.0	10.5

◆シンガポール、1985年度予算案を発表

シンガポール政府は3月8日、85年度予算案を国会に提出した。歳出規模は188.3億シンガポール・ドル、前年度当初予算比+13.7%と84年度並みの伸び(同+12.9%)に抑制されている(過去5年平均、同+24.3%)。なお、同予算案発表に際し、政府では「企業への減税および税制優遇措置等により民間主導経済への移行を推進する」(トニー・タン蔵相)との基本方針を表明している。

(1) 歳 出

一般行政費等経常支出を中心に前年度当初予算比+13.7%と84年度増加率(同+12.9%)と同程度に抑制。もっとも、公共住宅、学校等の開発支出には厚目に配分。

(2) 歳 入

開発収入(開発基金収入等)は好伸が見込まれているものの、経常収入は法人税が84年央以降の景気減速や企業減税および税制優遇措置^(注)により伸び悩むことから、歳入全体では前年度比+13.6%にとどまる見通し。

この結果、財政収支は44.7億シンガポール・ドル

(前年度赤字39.2億シンガポール・ドル)と5年連続の赤字となるが、これは借入と開発基金の資金取崩しで賄う計画。

(注) 同予算に盛込まれている企業減税等は以下のとおり。

- ① Payroll Tax(賃金支払額に対し雇用者に課せられる税金)の停止。
- ② 遊興娯楽税の引下げ。
- ③ 海外事業収益に対する二重課税の軽減。
- ④ オフショア・バンキング業務に対する減税。

——同業務による収益の源泉の中心がシ・ローン金利收入(83/4月より非課税)から手数料収入に移りつつあるとの認識から④手数料収入等に対する税率を大幅に引下げた(40% <一般法人税率> → 10%)ほか、⑤オフショア取引関係契約書に係わる印紙税の免税対象を従来の一部オフショア・ローン契約書からオフショア取引全般に拡大。

シンガポールの1985年度予算案

(単位: 億シンガポール・ドル、%)

	1984年度	前年度比	1985年度	前年度比
歳出	165.6	12.9	188.3	13.7
経常支出	75.7	9.9	83.6	10.4
開発支出	89.9	15.5	104.7	16.5
歳入	126.4	15.6	143.6	13.6
経常収入	99.7	12.4	106.2	6.5
開発収入	26.7	29.6	37.4	40.1
財政収支	△ 39.2	—	△ 44.7	—

◆インド、85年度予算案を発表

インド政府は3月16日、85年度(85/4~86/3月)予算案を国会に提出した。同予算案は、歳入面で民間部門主導による国内産業振興のための各種減税措置^(注)を打出す一方、歳出面では、産業基盤の整備や貧困層対策として社会・経済開発関係費に厚目に配分するなど、昨年度に続く積極型となっている。

このため、財政収支は、335億ルピーと前年度(当初予算赤字177、実績同399各億ルピー)に続き赤字が見込まれておらず、全額インド準備銀行借入により賄われるところとなる模様。

(注) 政府は、産業界に対する支援措置として、①法人所得税の引下げ(5~10%ポイント、基本税率65→60%)をはじめ、②輸出税の撤廃、③プロジェクト向け輸入品の関税引下げ(基本税率65→45%)等の減税措置を行うと同時に企業の生産能力拡大規制の緩和等産業政策の自由化にも着手している。

インドの1985年度予算案

(単位・億ルピー)

			1984年度 (当初予算)	前年度当初 予算比・%	1985年度	前年度当初 予算比・%	
歳 入	経常勘定	租 税 収 入 州政府への還付(→)	2,317	12.3	2,595	12.0	
		税 外 収 入	565	9.1	671	18.8	
その他の合計		649	26.5	785	21.0		
歳 入	資本勘定	州 政 府 等 貸 付 金 の 回 収	391	19.6	400	2.3	
		市 中 借 入 対 外 借 入	410	2.5	510	24.4	
その他の合計		179	11.2	214	19.6		
合 計		1,676	32.4	2,086	24.5		
		4,076	22.6	4,795	17.6		
歳 出	経常勘定	一 般 管 理 費	831	15.9	1,090	31.2	
		防 衛 費	608	13.4	675	11.0	
歳 出	資本勘定	社 会 関 係 費	168	16.7	242	44.0	
		経済開発関係費	509	21.5	589	15.7	
その他の合計		519	22.4	676	30.3		
その他の合計		2,634	17.5	3,272	24.2		
歳 出	資本勘定	州政府等への貸付	989	29.6	1,054	6.6	
		経済開発関係費	492	32.3	605	23.0	
その他の合計		防衛費	72	18.0	93	29.2	
合 計		1,619	30.4	1,858	14.8		
合 計		4,254	22.1	5,130	20.6		
収 支 じ り		△ 177	—	△ 335	—		

共産圏諸国

◆中国、投資関係法令を相次いで制定

中国では、79年以降对外經濟開放政策の一環として投資関係法令の整備を行っているが、85年入り後も特許法実施細則(1月)、輸出入関税条例(3月)、对外經濟契約法(同、7月施行予定)を相次いで制定した。

- ・特許法実施細則…特許法(84/3月制定)の施行(85/4月)に当り、その細目を「(工業所有権保護に関する)パリ条約の原則に準じながら、中国の現実に見合う形で作成した」(黄坤益特許局長)もので、特許権を獲得した企業、組織に対し発明当事者への報奨金、報酬の支給義務等を規定。
- ・輸出入関税条例…関税に関する基本法を整備し、①内外の交流促進と国際間の経済協力増進、②国内生産の

保護、促進、③对外貿易の調整等を図ること等を目的として制定。また、同法制定に伴って輸出入税則が改定され、輸入税率が平均10%引下げられた。

- ・对外經濟契約法…对外經濟契約に当り内外当事者の準拠すべき法律および権利、義務等を定めることを目的としており、①合弁、合作等契約には必ず中国の法律を適用する、②該当する中国の法律がない場合は国際慣例を適用する等を規定。

◆中国、一部預貸金金利を引上げ

中国人民銀行は3月31日、個人および企業の定期預金と企業に対する貸付金の金利引上げを発表した(4月1日実施)。同行は引上げの理由について詳細なコメントは行っていないが、最近の物価上昇傾向等に対処したものとみられる。

改定後の預貸本金利は次のとおり(年利・%、カッコ内は旧金利)。

1. 預金金利

イ. 個人定期金利

1年もの	6.84 (5.76)
3年もの	7.92 (6.84)
5年もの	8.28 (7.92)

ロ. 企業定期金利

1年もの	4.32 (3.60)
2年もの	5.04 (4.32)
3年もの	5.74 (5.04)

2. 貸出金利

商工業向け運転資金	9.36 (8.64)
-----------	-------------